

京都市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年7月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第22号

京都市火災予防規則の一部を改正する規則

京都市火災予防規則の一部を次のように改正する。

第9条の3の次に次の1条を加える。

(指定催しに関する計画の届出)

第9条の4 条例第54条の11第2項の規定による届出は、同条第1項に規定する計画を記載した書面(次項において「計画書」という。)2通に、それぞれ火災予防上必要な業務に関する計画届出書(第4号様式の6)を添えて行うものとする。

2 署長は、前項の届出があった場合において、当該計画が当該届出に係る指定催しに適応したものであると認めるときは、計画書及び同項の計画届出書の1通に届出済印を押して返付する。

第13条第1項各号列記以外の部分中「第6号まで」の右に「及び第9号」を、「第4号まで」の右に「、第6号(露店等の開設に係るものに限る。)及び第9号」を、「及び第6号」の右に「(露店等の開設に係るものを除く。)」を、「次」の右に「の表の左欄」を加え、「を署長に」を削り、「提出して」を「に、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添えて」に改め、「ただし、同条第1号に係る届出」の右に「並びに同条第6号及び第9号に係る届出で事前に署長が露店等の開設の状況を把握し、必要な指導を行ったもの」を、「当該届出書」の右に「及び添付書類」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

火災と紛らわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書(第10号様式)	当該行為を行う場所付近の見取図
煙火打上げ・仕掛け届出書(第10号様式の2)	打上げ又は仕掛けを行う場所付近の見取図
催物開催届出書(第10号様式の3)	使用する防火対象物の略図
屋上広場における施設の設置届出書	施設を設置する屋上の略図

(第10号様式の4)	
水道断水・減水届出書(第10号様式の5)	断水区域又は減水区域の略図
露店等開設届出書(第10号様式の6)	露店等の配置を示す略図(対象火気器具等を使用する場合にあっては、当該略図及びその使用の状況を示す略図)
道路工事又は占用・荷物搬出届出書(第10号様式の7)	道路の工事若しくは占用又は荷物の搬出を行う区域の略図

第18条の次に次の1条を加える。

(公表する違反の内容)

第18条の2 条例第61条の2第1項に規定する別に定める違反は、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物において、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が、令第11条、第12条若しくは第21条又は条例第38条、第39条若しくは第41条に定める技術上の基準に従って設置されていないものとする。

第3号様式の2中「第5条の4まで」の右に「、第9条の4」を加える。

第4号様式の5の次に次の1様式を加える。

第4号様式の6（第9条の4関係）

火災予防上必要な業務に関する計画届出書

(宛先) 京都市 消防署長		年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名）          電話 ー
京都市火災予防条例第54条の11第2項の規定により指定催しに係る火災予防上必要な業務に関する計画を届け出ます。		
指定催しの名称		
期 間	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで
場 所		
露 店 等 の 数		
講習受講予定者数		
使用する対象火気器具等の種類	<input type="checkbox"/> ガソリン、灯油その他の液体燃料を使用する器具 <input type="checkbox"/> 液化石油ガスその他の気体燃料を使用する器具 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
防火担当者	住 所	
	氏 名	電話 ー

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「露店等」とは、露店、屋台その他これらに類するものをいいます。

3 「対象火気器具等」とは、消防法施行令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をい



(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年8月1日から施行する。ただし、第18条の次に1条を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から平成26年8月5日までの間（以下「経過期間」という。）に京都市火災予防条例第57条第6号（露店等の開設に係るものに限る。）に掲げる行為を実施する場合における当該行為の届出をすべき期限については、この規則による改正後の京都市火災予防規則（以下「改正後の規則」という。）第13条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 経過期間に京都市火災予防条例第57条第9号に掲げる行為（同条第6号に該当するものを除く。）を実施する場合における改正後の規則第13条第1項の規定の適用については、同項表以外の部分中「実施する日の5日前まで」とあるのは、「実施前」とする。

(消防局予防部)